

自賠責保険

請求のご案内



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

このたびの自動車事故につきましては、心からお見舞い申し上げます。

この「自賠責保険 請求のご案内」は、自動車事故の被害者の方や加害者の方が自賠責保険のご請求をされるうえで必要なことをご説明したものです。

ご請求に必要な書類のうち主なものはこのパンフレットにセットされていますので、ご記入のうえお早めにご請求手続きをお取りくださるようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口にご相談ください。

- ご請求手続きをとられた後のお問い合わせにつきましては、「事故日」「被害者の方のお名前」および「自賠責保険の証明書番号」をお知らせください。

もくじ

ご請求にあたって	1	ページ
ひき逃げや無保険車、盗難車による事故にあわれた場合	1	ページ
自賠責保険へのご請求方法は？	2	ページ
ご請求からお支払いまでの流れ	4	ページ
お支払いできる損害の範囲とお支払いの基準	6	ページ
ご請求にあたってのご注意	10	ページ
自賠責保険でお支払いできない場合	12	ページ
保険金のご請求に必要な書類	13	ページ

お 願 い

- 自動車事故にあわれたら、ただちに最寄りの警察署へ届け出てください。
事故の加害者は警察へ届け出なければならないと法律で定められています（道路交通法第72条）。また、被害者の方もこれに協力していただくこととなります。
- 人身事故の場合には、医療機関等が発行する診断書等を提出するなど**人身事故**であることを明確にして届け出てください。
- 警察への届け出がないと**交通事故証明書***が発行されず、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
*交通事故証明書の取付方法は11ページをご参照ください。

ご請求にあたって

自賠責保険とは

自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）とは、自動車による人身事故の被害者の方を救済するための保険です。

自動車損害賠償保障法（自賠法）という法律によって、原則として原動機付自転車を含むすべての自動車に契約することが義務づけられていますので、強制保険ともいわれています。

この保険でお支払いできるのはおケガにかかわる**人身損害に限られ、車両損害などの物の損害は対象となりません**。また、多くの請求を迅速かつ公平にお支払いする必要から、定型・定額化された支払基準が定められており、お支払いできる保険金にも限度額があります。

なお、自賠責保険では、**保険会社による被害者の方との折衝・示談、医療機関等との直接交渉などを行うことはできません**。

自賠責保険と自動車保険の一括払

自動車事故で他人にケガをさせたり死亡させたときの保険には、自賠責保険のほかに自動車保険（任意保険）があります。自動車保険のうち対人賠償責任保険は、自賠責保険で足りない分をお支払いする保険です。加害者の方が自賠責保険のほかに自動車保険へご加入の場合は、**任意保険会社が自動車保険の対人賠償保険金で、自賠責保険金分も一括して被害者の方にお支払いする場合（一括払制度）**がございます。詳しくは、任意保険会社にご相談ください。

ひき逃げや無保険車、盗難車による事故にあわれた場合

ひき逃げされた場合や無保険車（自賠責保険の契約がない自動車）・盗難車による人身事故で、加害者側から賠償を受けられない被害者の方は、**政府の保障事業**に請求することができます。

ご請求にあたっての注意

政府の保障事業は、国（国土交通省）が加害者の方にかわって被害者の方が受けた損害をてん補する制度です。お支払い限度額は自賠責保険と同じですが、次のような点が自賠責保険とは異なります。

- ・ご請求いただけるのは被害者の方のみです。加害者の方のご請求いただけません。
- ・被害者の方にお支払いした金額については、国（国土交通省）が加害者の方に請求します。
- ・健康保険、労災保険等の社会保険による給付があれば、その金額は差し引いて支払われます。
(社会保険が使用できるのに使用されなかった場合にも、本来は社会保険から給付がされるであろう金額が差し引かれます。)
- ・時効中断制度はございません。

ご請求窓口

政府の保障事業へのご請求は、国（国土交通省）から法律に基づいて、業務の委託を受けた保険会社等で受け付けています。詳しくは弊社窓口にご相談ください。

被害者の方へ 人身傷害補償保険（自動車保険）にご加入の場合

ご自身または同居のご家族などが、自動車保険（任意保険）の人身傷害補償保険にご加入の場合、人身傷害補償保険での一括払サービスによるお支払いが可能な場合もございます。詳しくは、任意保険会社にご相談ください。

自賠責保険へのご請求方法は？

自賠責保険では、事故の過失割合の大小にかかわらず、おケガをされた方を「被害者」、相手の方を「加害者」といいます。

自賠責保険は加害者の方（ご契約者等）・被害者の方（おケガをされた方）のどちらからもご請求いただくことができます。ただし、同じ損害について重複して請求することはできません。

加害者の方からのご請求と、被害者の方からのご請求が同時になされたときには、加害者の方からのご請求が優先されます。

加害者の方が請求する場合（加害者請求）



本 請 求

損害賠償金を被害者の方や医療機関等に支払われたあとに、支払われた金額の範囲内で「保険金」を請求する方法です。

損害賠償金を支払った限度において、損害額確定前であっても保険金のご請求ができます。

*賠償の約束をしている場合でも、加害者の方が実際に支払われていない場合にはご請求できません。

ご請求にあたり**必ずしも示談が成立している必要はありません**が、被害者の方や医療機関等に支払われたことを証明する資料（領収証）が必要です。

*加害者の方あての「領収証」には、加害者の方のお名前・金額・名目・支払年月日を明示し、受取人（被害者の方）の署名・捺印をお願いいたします。

仮渡金請求

加害者の方はご請求いただけません。

診断書・診療報酬明細書等 個人情報取得にあたってのご注意

加害者の方が医療機関等から被害者の方の個人情報を含む診断書・診療報酬明細書等を取得される場合は、**被害者の方の同意が必要となります**。

加害者の方が、被害者の方より同意書を取り付けていただき、これを医療機関等へご提出のうえで取得してください。

「同意書」の用紙が必要な場合は、弊社窓口にご相談ください。

*被害者の方が医療機関等から直接取り付けていただく場合は、同意書は不要です。

被害者の方が請求する場合(被害者請求)

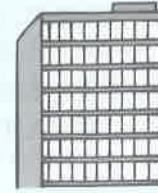
被害者



①損害賠償額のご請求



②損害賠償額のお支払い



自賠責保険会社

本 請 求

被害者の方が加害者側からお支払いを全く受けられない、あるいはその一部のお支払いしか受けられない場合に、被害者の方から直接「損害賠償額」を請求する方法です。実際に発生した損害額の限度において、損害額確定前であっても損害額のご請求ができます。

*ご請求にあたっては、加害者の方の**自賠責保険会社名と証明書番号**を確認しておく必要があります。→ *自事故証明*

ご請求にあたり**必ずしも示談が成立している必要はありません**が、加害者の方から損害賠償金のお支払いを受けている場合には、その金額を差し引いてお支払いします。

また、自賠責保険会社からお支払いした金額は、加害者の方が損害賠償金を支払ったものとみなされます。

請求がもれていた場合などには、追加でご請求いただくことができます。

仮 渡 金

加害者の方から損害賠償金を受領していない場合で、当座の費用にお困りのときに、ご請求いただけます。仮渡金の金額は下表のとおりです。ご提出いただいた医師の診断書から判断させていただきます。

症状など	金 額
1. 死亡された場合	290万円
2. 以下のいずれかの傷害をうけた場合 ●脊椎の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの ●上腕または前腕の骨折で合併症を有するもの ●大腿または下腿の骨折 ●内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの ●14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上もの	40万円
3. 以下のいずれかの傷害をうけた場合（上記2.を除く） ●脊柱の骨折 ●上腕または前腕の骨折 ●内臓の破裂 ●病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上もの ●14日以上病院に入院することを要する傷害	20万円
4. 医師の治療が11日以上要する傷害（上記2.3を除く）	5万円

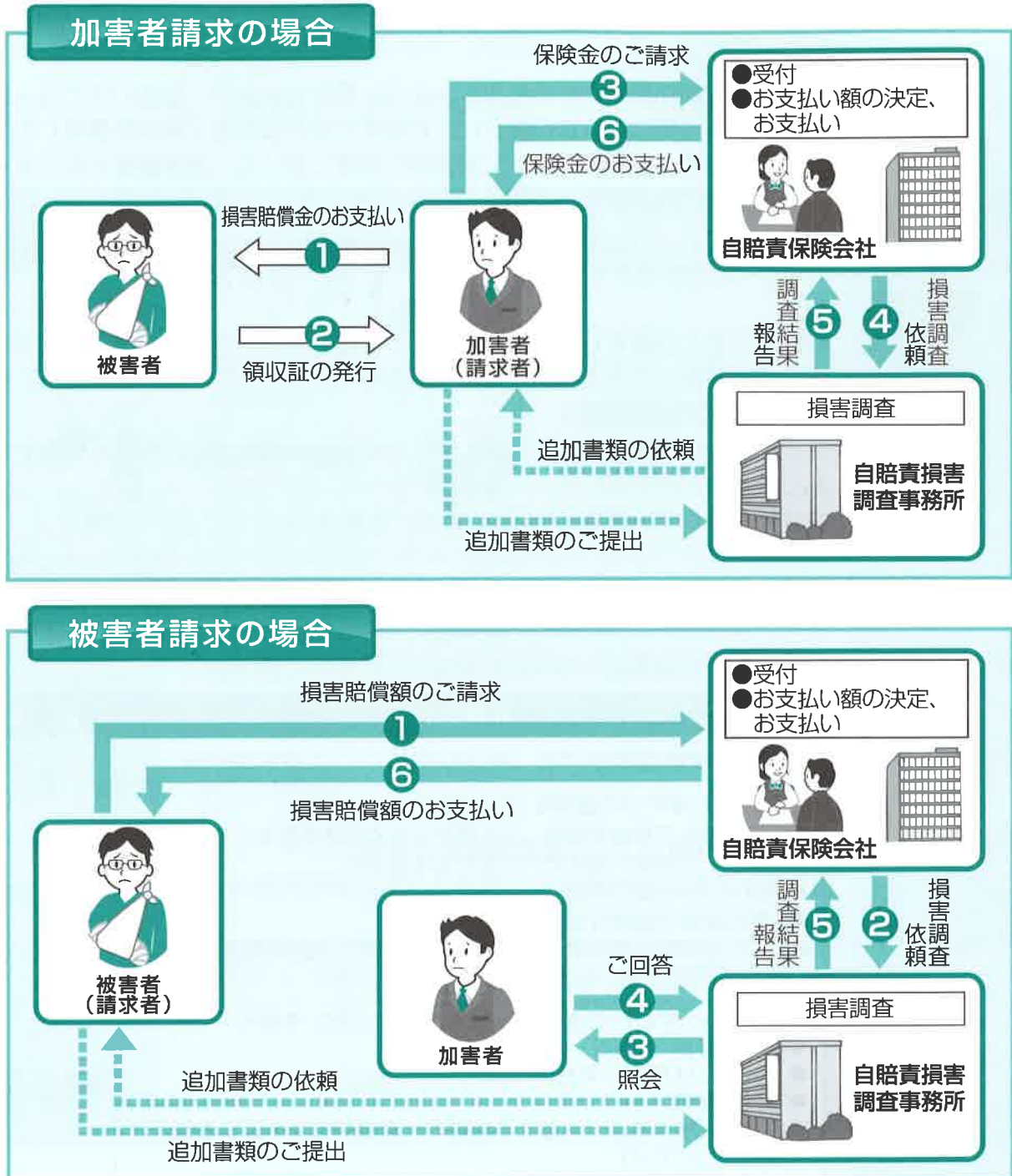
(注1) お支払いした仮渡金は、後日確定した損害賠償額から差し引かれます。

(注2) 最終的な確定額がお支払い済みの仮渡金よりも少ない場合には、差額をお返しいただくこととなります。また、加害者の方に損害賠償責任がないと判明した場合にも、お支払い済みの仮渡金をお返しいただくこととなります。ご請求の際に、本内容をお約束いただく「仮渡金支払に関する念書」をご提出いただきます。

ご請求からお支払いまでの流れ

各保険会社窓口で受け付けた自賠責保険のご請求は公平・適正なお支払いを行うために、損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調査し、その結果に基づいて各保険会社が最終的にお支払い額（保険金・損害賠償額）を決定し、お支払いをしています。このため、お支払いまでにある程度の日数を必要としますので、あらかじめご了承ください。

また、自賠責損害調査事務所からご請求者等に直接照会や追加書類の提出依頼が行われることがありますので、ご協力をお願いいたします。



平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴い、同日以降に発生した事故に基づく加害者請求においては、自動車損害賠償責任保険普通保険約款に定める期日までに保険金をお支払いします。

また、被害者請求については、自動車損害賠償保障法に定める必要な期間が経過した後、速やかに損害賠償額をお支払いします。

損害保険料率算出機構の自賠償損害調査事務所とは

自賠償保険では、公平・適正なお支払いを行うために、**損害保険料率算出機構の自賠償損害調査事務所**に損害調査を依頼しています。

損害保険料率算出機構の自賠償損害調査事務所は、「損害保険料率算出団体に関する法律」（昭和23年7月制定）に基づいて、昭和39年に設立された法人で、その事業の一環として自賠償保険についての損害調査および政府の保障事業についての損害調査を行っています。

具体的には、請求書類に基づいて、事故発生の状況、自賠償保険の対象となる事故かどうか、発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査します。

なお、請求書類の内容だけでは事故に関する事実確認ができないものについては、**事故当事者への照会や追加書類の提出依頼、医療機関・勤務先等への照会、事故現場の調査**など必要な調査を行いますので、照会があった場合にはご協力をお願いいたします。

損害保険料率算出機構における審査体制

損害調査の過程において、自賠償保険がお支払いできない、もしくは減額の可能性がある事案、後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠償損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠償損害調査事務所の上部機関である地区本部・本部で審査が行われます。また、高度な専門知識を要求され、判断が困難な事案などは、審査の公平性・客観性を確保するため、外部の専門家が参加する自賠償保険審査会で審査が行われます。

個人情報の取り扱いについて

ご請求にあたりご提出いただく個人情報につきましては、保険会社が自賠償保険のお支払いをするために必要な範囲（関係先への照会等の事実関係の確認や損害保険料率算出機構の自賠償損害調査事務所への調査依頼を含みます。）で利用させていただきます。

お支払いに関する決定・異議申立

お支払いに関する決定は、損害保険料率算出機構の自賠償損害調査事務所が調査した結果に基づき弊社が行います。お支払いできない場合、減額してお支払いする場合などには、その理由や判断の根拠などをご案内いたしますが、ご不明な点がございましたら、弊社担当者までご照会ください。

また、お支払いに関する決定に対してご納得いただけない場合は、書面により異議の申し立て手続きをお取りいただくこともできます。所定の用紙（「**異議申立書**」）は弊社にて用意しております。

「**異議申立**」にあたっては、

- ①「**異議申立のご趣旨**」（支払内容などに対するご異議の内容、その根拠等）、被害者名、自賠償保険証明書番号等の記載、ご署名、ご捺印をいただいた書面を弊社窓口へご提出ください。
- ②また、ご異議の内容を裏付ける新たな資料などがございましたら、併せてご提出ください。

なお、自賠償保険においては、傷害、後遺障害、死亡のそれぞれの損害額の算出基準を定めた支払基準に違反があった場合や書面による適正な説明対応が行われていない場合に、自賠法第16条の7に基づく国土交通大臣に対する申出制度があります。詳細につきましては、国土交通省の自賠償保険関連ホームページ（URL:<http://www.jibai.jp>）をご覧ください。

一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

お支払いに関する決定についてご納得いただけない場合は、自賠償保険会社への異議の申し立て手続きのほか、「一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構」へ調停を申し立ていただくこともできます。

この機関は、国土交通大臣および内閣総理大臣の監督のもと、専門的かつ公正・中立な立場で自賠償保険のお支払いに関する調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

- 東京：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地 龍名館本店ビル11階 TEL. 03-5296-5031
- 大阪：大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番地15号 モレスコ本町ビル2階 TEL. 06-6265-5295

お支払いできる損害の範囲とお支払いの基準

平成14年4月1日以降に発生した事故に適用

(平成14年3月31日以前の事故については基準が異なりますので、弊社までご照会ください。)

自賠責保険では「支払基準」が法律に基づいて定められています。

傷害による損害

傷害事故の場合は、治療関係費（治療に関する費用など）、休業損害・文書料・慰謝料をお支払いします。なお、物の損害についてはお支払いできませんが、被害者の方が負傷された際、義肢・眼鏡など身体の機能を補うものが破損した場合には、例外的にその費用についてお支払いします。

お支払い限度額 (被害者1名につき) **120**万円

お支払い内容

損害項目	内 容	お支払いの基準	必要書類	
治療関係費	治療費	必要かつ妥当な実費	●診断書・診療報酬明細書 ●施術証明書 ●病院からの領収証	
	看護料	入院中の看護料（被害者が12才以下の場合）	1日につき 4,100円	●医師の要看護証明（診断書に記載してもらいます） ●看護人・付添者からの請求書・領収証 ●近親者の付添の場合 付添看護自認書
		自宅看護料または通院看護料（医師が看護の必要性を認めた場合または被害者が12才以下の場合）	必要かつ妥当な実費 近親者は1日につき 2,050円	
	通院費	入通院に要した交通費	必要かつ妥当な実費	●入院・通院交通費明細書 ●領収証（タクシー利用の場合）
	諸雑費	入院中の諸雑費	原則として入院1日につき 1,100円	●領収証（左記の金額を超える場合のみ必要）
	その他の費用	義肢・歯科補てつ・眼鏡・コンタクト・補聴器・松葉杖等の費用	必要かつ妥当な実費 眼鏡の費用は50,000円 （+消費税）が限度	●領収証
診断書等の費用	診断書・診療報酬明細書等の発行費用	必要かつ妥当な実費		
休業損害	事故による傷害のために発生した収入の減少	休業1日につき原則として 5,700円※ これ以上に収入減の立証がある場合は実額 （1日につき19,000円限度）	●お勤めの場合 休業損害証明書（前年分の源泉徴収票を添付） ●自営業・自由業・農林漁業者の場合 前年分の税務署受付印のある確定申告書（控）、職業証明書など ●主婦（主夫）の場合 世帯全員分の記載のある住民票	
文書料	交通事故証明書・被害者側の印鑑証明書・住民票等	必要かつ妥当な実費	●領収証	
慰謝料	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	入通院1日につき 4,200円		

※パートタイマー・アルバイト・日雇労働者の方は、1日あたり平均収入額によっては5,700円を下回ることがあります。

傷害による損害のうち、 以下の点については特にご注意ください。

治療費のご請求について

1 ご提出いただく書類

治療費のご請求にあたっては、診断書・診療報酬明細書をご提出いただくことが必要となります。

診療報酬明細書は全部で4種類（入院用・通院用各2種類）をご用意しておりますが、お使いいただく用紙は、医療機関により異なりますので、治療を受けられた医療機関にお尋ねください。

2 治療が長引くような場合

治療の途中でも、既に必要となった治療費につきご請求いただくことができます。

3 医療機関へ直接支払いを求める場合

「自動車損害賠償責任保険・支払請求書兼支払指図書」の「支払指図」欄に、お振込みする医療機関の銀行口座等をご記入ください。

* 加害者請求の場合には、医療機関へ直接支払いを求めることはできませんのでご注意ください。

休業損害のご請求について

事故でけがをしてお仕事を休むことにより、本来の収入が得られなくなったことによる損害です。

お勤めの方で有給休暇を使用してお休みになった場合や、家事従事者として家族のために家事を行っている方（いわゆる主婦（主夫）の方）についても休業損害の請求ができます。

なお、家事従事者の方でパート・アルバイトをされている場合には、ご提出いただいた資料によってパート・アルバイトとしての損害を確認させていただき、その内容に基づき自賠責保険支払基準に則って計算した結果にしたがって、パート等の休業損害が家事従事者としての休業損害かいずれか有利な方で認定することになります。家事従事者の方で、パート等もされている方は、「自動車損害賠償責任保険・支払請求書兼支払指図書」の「職業」欄の「主婦／主夫」に○印をつけ、さらに「パート／アルバイト」にも○印をつけていただいた上で、休業損害証明書等の資料をご提出ください。

なお、休業損害をご請求されない場合は、かならず「休業損害不請求理由書」をご提出ください。

<ご提出いただく書類>

- ・お勤めの場合 …………… 休業損害証明書、源泉徴収票
- ・自営業の場合 …………… 確定申告書（控）
- ・家事従事者の場合 …………… 家族分の記載がある住民票
- ・休業損害を請求しない場合 …………… 休業損害不請求理由書

通院交通費のご請求について

通院、入退院に要した交通費をいいます。

バス、電車等の公共交通機関のほか、タクシーや自家用車を利用された場合も請求することができます。（タクシーを利用した場合には領収証が必要となります。）

なお、通院交通費を負担していない場合であっても、かならず「入院・通院交通費明細書」をご提出ください。

<ご提出いただく書類>

入院・通院交通費明細書、領収証（タクシーを利用された場合）

後遺障害による損害

後遺障害とは、事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

後遺障害による損害については、**医師の後遺障害診断書**に基づき後遺障害として認定された場合に、後遺障害等級に応じた逸失利益および慰謝料等をお支払いします。

お支払い限度額

別表第1※		別表第2※					
1級	4,000万円	1級	3,000万円	6級	1,296万円	11級	331万円
2級	3,000万円	2級	2,590万円	7級	1,051万円	12級	224万円
		3級	2,219万円	8級	819万円	13級	139万円
		4級	1,889万円	9級	616万円	14級	75万円
		5級	1,574万円	10級	461万円		

※別表第1：神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合の後遺障害等級

別表第2：上記以外の後遺障害等級

お支払い内容

損害項目	内 容	お支払いの基準	必要書類
逸失利益	後遺障害により労働能力が減少したために将来発生するであろう収入の減少	収入額および、各等級に応じた労働能力の喪失率、就労可能年数等から算出します。	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺障害診断書 ●源泉徴収票、確定申告書（控）など収入額を証明できる資料
慰謝料等	後遺障害による精神的・肉体的な苦痛に対する補償	<p>障害の程度に応じて慰謝料額が異なります。</p> <p>別表第1：第1級 1,600万円 ～第2級 1,163万円</p> <p>別表第2：第1級 1,100万円 ～第14級 32万円</p> <p>別表第1に該当する後遺障害の場合は、初期費用として、1級：500万円、2級：205万円が加算されます。</p> <p>被扶養者がいる場合は、1級～3級の慰謝料に一定額が加算されます。</p>	

死亡による損害

死亡事故の場合は、葬儀費、逸失利益、被害者本人の慰謝料および遺族の慰謝料をお支払いします。なお、死亡に至るまでの傷害により生じた損害については **傷害による損害** をご覧ください。

お支払い限度額

(被害者1名につき) **3,000**万円

お支払い内容

損害項目	内 容	お支払いの基準	必要書類
葬 儀 費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用 * 墓地、香典返しなどは含まれません。	60万円 ただし、これ以上の証明がある場合は100万円を限度として必要かつ妥当な実費	●領収証（60万円を超える場合のみ必要）
逸 失 利 益	被害者が死亡しなければ将来得られたであろう収入額から、本人生活費を控除して算定したもの	収入額、就労可能年数、扶養の有無などから算出します。 (生活費の控除があります)	●死亡診断書（死体検案書） ●源泉徴収票、確定申告書（控）など収入額を証明できる資料
慰 謝 料 ①②の合算額	①被害者本人の慰謝料 ②遺族の慰謝料 * 遺族慰謝料請求権者（被害者の父母・配偶者・子）の人数により金額が異なります。	350万円 請求権者1名の場合…550万円 請求権者2名の場合…650万円 請求権者3名以上の場合…750万円 * 被害者に被扶養者がいる場合は、200万円が加算されます。	●省略のない戸籍（除籍）謄本（被害者の出生から死亡までの全記録が記載されているもの） * 相続人、遺族慰謝料請求権者を特定するために必要です。

死亡事故の場合の被害者請求について

1.ご請求できる方（請求権者）は、相続人・慰謝料請求権者です。

●相続人（民法第886条～第890条）

- (1) 配偶者と子（子が既に死亡していれば孫）
- (2) 子（孫）がいないときは、配偶者と父母（父母が既に死亡していれば祖父母）
- (3) 子（孫）・父母（祖父母）がいないときは、配偶者と兄弟姉妹

●慰謝料請求権者（民法第711条）

被害者の方の父母・配偶者・子です。

保険金のご請求には、請求権者全員が記載された戸籍（除籍）謄本が必要です。市区町村役場に「被害者の損害賠償請求に必要なので、除籍者を含めた省略のない戸籍謄本（被害者の出生から死亡までの全記録）がほしい」とお申し出ください。

2.請求権者が複数名の場合、原則上記の請求権者のうち1名を代表者として選び、その方からご請求ください。

他の請求権者は、代表者に対する委任状および印鑑証明書をご提出ください。請求権者が未成年者である場合は、親権者または後見人の方からの念書（同意書）が必要となります。

加害自動車が2台以上の場合(共同不法行為)

複数の加害自動車によって発生した事故を共同不法行為といいます。共同不法行為で生じた損害については、それぞれの自賠責保険にご請求いただくことができ、この場合のお支払い限度額は、前記「お支払い限度額」×「加害自動車の台数」となります。ただし、お支払いの対象となる損害を重複してお支払いすることはできません。

<例>

タクシーの乗客が、タクシーと他の自動車双方に責任が発生する事故でおケガをされた場合には、タクシーと他の自動車の両方が加害自動車となります。

この事故によるお支払い限度額は、

<死亡事故の場合の例> $3,000$ 万円× 2 台＝ $6,000$ 万円（お支払い限度額）

<傷害事故の場合の例> 120 万円× 2 台＝ 240 万円（お支払い限度額）となります。

ご請求にあたってのご注意

請求の期限(時効)

請求の期限を過ぎると、時効となり自賠責保険へのご請求ができなくなります。

加害者請求と被害者請求とでは時効の起算日が異なりますのでご注意ください。また、事故が発生した日によっても時効までの期間が異なります。時効の起算日および期間については、原則下表のとおりとなりますのでご確認ください。

(注) 加害者請求において、分割して個々に支払ったときは、それぞれ支払った日の翌日から起算します。

事故発生日	加害者請求	被害者請求		
		傷害	後遺障害	死亡
平成22年4月1日以降	支払った日の翌日から3年	事故発生日の翌日から3年	症状固定日*の翌日から3年	死亡日の翌日から3年
平成22年3月31日以前	支払った日の翌日から2年	事故発生日の翌日から2年	症状固定日*の翌日から2年	死亡日の翌日から2年

*症状固定日とは、医学上一般に認められた治療を行っても、その治療効果が期待できなくなったときのことをいいます。医師が診断し、後遺障害診断書に記載します。

請求期限までにご請求できない場合には(時効中断手続)

治療が長引いたり、加害者の方と被害者の方の話し合いが進まないなど、請求期限までにご請求ができない場合には、時効中断の手続きが必要となりますので、事前に弊社窓口にご相談ください。時効中断手続きの用紙は弊社で用意しております。

(注) 時効中断の手続きは、請求者ごとに行う必要があります。

自賠責保険の損害額から減額する場合

次のような場合には自賠責保険の損害額から減額してお支払いすることがあります。

1. 被害者の方に重大な過失があった場合

自賠責保険では、被害者の方に重大な過失があった場合にのみ、被害者の方の過失割合に応じて損害額から減額してお支払いします。

なお、損害額がお支払い限度額を超える場合には、お支払い限度額から減額してお支払いします。

被害者の方の過失割合	後遺障害による損害・死亡による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

任意保険にこの取扱いは適用されません。被害者の方に過失があれば過失割合に応じて損害額から差し引かれます。

2. 受傷と死亡との間、受傷と後遺障害との間の因果関係の判断が困難な場合

このような場合にも保険金を50%減額してお支払いすることがあります。

なお、損害額がお支払い限度額を超える場合は、お支払い限度額から減額されます。

領収証の取付けについて

各種の損害についてはお支払いのつど必ず**領収証**を取り付け、保険金請求の際に他の書類と一緒に提出ください。
領収証には、支払者・金額・名目・支払年月日を明示し、領収証発行者の署名・捺印をもらってください。

社会保険との関係

自動車事故の場合でも、医療機関等への入通院の際に健康保険や労災保険等の社会保険を利用することができます。その場合は、健保組合等に第三者行為の届出が必要です。なお、社会保険が支払った額（給付額）は、後日健保組合等から自賠責保険会社や加害者の方に請求されます。

請求権者の方が未成年者の場合のご請求について

未成年者は原則として単独では保険金の請求や示談をすることができませんので、親権者（原則として父または母）または後見人（家庭裁判所が定めます）の方からご請求していただくことになります。

なお、この場合は原則としてその未成年者の**住民票**または**戸籍抄本**が必要となります。

事故発生時点では未成年であっても、請求時点で成人されている場合には、ご本人からの請求となります。

交通事故証明書の取付方法

交通事故証明書は、自動車安全運転センターが発行しています。

警察への届出がないと発行されませんので、必ず警察へ人身事故として届け出てください。

1. 交通事故証明書交付申請書を取り付けてください。

申請書は自動車安全運転センター・警察署等に備え付けてあります。

*インターネットによる申請も可能です。【<http://www.jsdc.or.jp>】

2. 申請書に必要な事項をご記入のうえ、次のいずれかの方法で申請してください。

(1) 郵送による方法

1通につき交付手数料540円（別途払込手数料）を添えて、最寄りの郵便局から申請します。

2週間程度で申請者のご住所または指定先に郵送されます。

(2) 自動車安全運転センターの窓口で直接取り付ける方法

1通につき交付手数料540円を添えて、自動車安全運転センターの窓口で直接申請します。

窓口で交通事故証明書を受け取ることができます。

*自動車安全運転センターの所在地は、申請書備え付け場所でご確認ください。

3. 発行された交通事故証明書が人身事故になっていない場合

警察へ診断書等を提出のうえ人身事故への切り換えを依頼し、了承を得た上で交通事故証明書を自動車安全運転センターへ送付し訂正してもらってください。

自賠責保険でお支払いできない場合

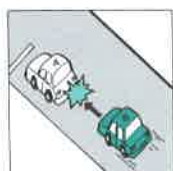
(注) 自賠責保険のお支払いができない場合は、ご請求にあたって要した各種書類の代金につきましてもお支払いの対象となりませんので、ご注意ください。

① 加害者の方に責任がない場合

加害者の方が次の3つの条件を全て立証できる場合は、加害者の方には責任がなく、自賠責保険はお支払いできません。

- (1) 自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- (2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- (3) 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

例えば、次のような事故の場合には、Bさん（B車を運転）に対してA車の自賠責保険が支払われないことがあります。



正常に止まっているA車にB車が追突して、Bさんが死傷した場合。



B車が信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入ったA車と衝突して、Bさんが死傷した場合。



B車がセンターラインオーバーし、対向車線を走っていたA車と衝突して、Bさんが死傷した場合。

(ご注意) 上記各事例について事故状況などによっては保険金（損害賠償額）のお支払いができる場合があります。詳しくは、弊社窓口にご相談ください。

② 自損事故で死傷した場合

電柱に衝突し運転者自らが死傷したような自損事故の場合。

③ 自動車の「運行」によって死傷したものではない場合

「運行」とは、自動車の走行中が代表的な例ですが、その他にも、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げなども含むとされています。

例えば、駐車場に駐車している自動車に、遊んでいた子供がぶつかって死傷した場合、駐車場に駐車している自動車は「運行」しているとはいえないためお支払いできません。

④ 被害者の方が「他人」ではない場合

「他人」とは、所有者や借受人等自動車を自分の思い通りに使うことができる方以外をいいます。

例えば、所有者が他人の運転する自己所有の自動車に同乗中、その所有者が自損事故により死傷した場合、被害者の方ご本人が所有する車による事故であるため、被害者の方は「他人」にあらず、お支払いできません。

⑤ 重複して自賠責保険の契約がついている場合

1台の自動車に複数の自賠責保険が重複して契約されている場合には、契約を締結した時が最も早い契約で保険金（損害賠償額）が支払われます。よって、他の契約ではお支払いできません。

⑥ 保険契約者または被保険者の悪意によって損害が生じた場合

保険契約者または被保険者（保有者および運転者）の悪意によって損害が生じた場合。ただし、被害者の方は直接保険会社に請求することができます。

保険金のご請求に必要な書類

必要な書類は必ず**原本**をご提出ください。

◆本請求の場合、仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、再提出していただく必要はありません（ただし、請求書は必ずご提出ください）。

◆(※)印の用紙はこのパンフレットにセットされています。

◆**太字の用紙**は弊社に所定の用紙がありますので
必要な場合は弊社窓口までお申し出ください。

◆●印は必ず提出していただく書類、
○印は必要に応じて提出していただく書類です。

必 要 書 類	発行者・作成者	加害者請求		被害者請求		チエック欄	
		傷害	死亡	傷害	死亡		
		本請求	本請求	本請求	仮渡金		
1 支払請求書(保険金、損害賠償額、仮渡金) (※)	請求者	●	●	●	●	●	●
2 請求者の印鑑証明書	市区町村役場	●	●	●	●	●	●
3 交通事故証明書	自動車安全 運転センター	●	●	●	●	●	●
4 事故発生状況説明書(※)	運転者など 被害者など	●	●	●	●	●	●
5 標識交付証明書(写)または届出済証(写) 契約自動車が原動機付自転車または軽自動車(二輪)等車検対象でない場合		○	○	○	○	○	○
6 診断書(※)	医師	●		●	●		
7 診療報酬明細書(※) (注1)	医師	●		●			
8 入院・通院交通費明細書(※) (注2)	被害者など	●	●	●		●	
9 休業損害証明書(※) 、確定申告書(控)、職業証明書など (注3)	勤務先など	○	○	○		○	
10 加害者のお支払いを証明する領収証	賠償金受領者	●	●				
11 示談書および示談金領収証(※) 示談成立の場合のみ	示談当事者	○	○				
12 住民票(続柄の表示があるもの)または戸籍抄本 事故当事者が未成年で親権者等が請求する場合	市区町村役場	○		○	○		
13 委任状(※) および委任者の印鑑証明書 委任を受けて請求する場合	委任者	○	○	○	○	○	○
14 付添看護料領収証 近親者の付添の場合は 付添看護自認書	付添者	○		○			
15 その他損害を証明する書類、領収証など		○	○	○		○	
16 後遺障害診断書 後遺障害のある場合	医師	○		○			
17 死亡診断書または死体検案書 死亡事案の場合	医師		●			●	●
18 省略のない戸籍(除籍)謄本 死亡事案の場合	市区町村役場		●			●	●
19 仮渡金支払に関する念書 仮渡金請求の場合					○		○
20 人身事故証明書入手不能理由書 事故のお届けが物損扱いの場合		○	○	○	○	○	○

上記書類の他に弊社または自賠責損害調査事務所で必要とする書類を提出していただくことがあります。

(注1) このパンフレットには4種類の診療報酬明細書がセットされています。医療機関によって使用する用紙が異なりますので、かかれた医療機関にご確認いただいたうえ、お取り付けください。
なお、医療機関に専用の診療報酬明細書がある場合は、そちらをお使いいただけます。

(注2) 通院交通費を負担していない場合でも必ずご提出ください。

(注3) 休業損害をご請求されない場合は「休業損害不請求理由書」(※)をご提出ください。

お問い合わせ先



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話(03) 3349-3111(代表)

<http://www.sjnk.co.jp>